

日本弁護士連合会市民会議規則

(平成十五年七月十八日規則第八十五号)

改正 令和 五年 六月二二日

(目的)

第一条 日本弁護士連合会(以下「連合会」という。)の  
会務運営に広く市民の意見を反映させるため、連合会に  
日本弁護士連合会市民会議(以下「市民会議」という。)  
を置く。

(答申及び意見)

第二条 市民会議は、弁護士及び弁護士会のあり方並びに  
連合会の会務運営に関し、会長の諮問に答申し、意見を  
述べることができる。

(答申等の尊重)

第三条 会長は、市民会議の答申及び意見を尊重する。

2 会長は、前項の答申及び意見に副った対応が困難な場  
合は、その旨を、理由を付して市民会議に説明するもの  
とする。

(委員)

第四条 市民会議は、三十人以内の弁護士でない委員をも

- 1 -

つて組織する。

2 委員は、会長が委嘱する。

3 会長は、委員を委嘱する場合において、社会の多様な  
立場を反映するよう配慮するものとする。

4 委員の任期は、二年とする。但し、再任を妨げない。

(議長及び副議長)

第五条 市民会議に議長及び副議長若干名を置く。

2 議長及び副議長は、委員がこれを互選する。

3 議長及び副議長の任期は、一年とする。但し、再任を  
妨げない。

(議長の職務)

第六条 議長は、会務を総理する。

2 議長に事故のあるとき又は議長が欠けたときは、副議  
長が、あらかじめ議長の定める順序により、議長の職務  
を行う。

(市民会議)

第七条 市民会議は、会長が招集する。

2 会長は、前項の場合の外、議長の求めに応じて市民会  
議を招集することができる。

3 市民会議の議事は、市民会議において別段の定めをな  
した場合を除き、出席した委員の過半数で決し、可否同

- 2 -

数のときは、議長の決するところによる。

4 市民会議は、必要に応じ、会長に対し会務の状況について報告を求めることができる。

(事務局)

第八条 市民会議に事務局を設置する。

2 市民会議の事務局は、弁護士及び連合会の職員により構成する。

(議事録)

第九条 市民会議の議事については、議事録を作り、連合会に保存するものとする。

2 市民会議の議事録は、公開する。

(市民会議運営細則)

第十条 会長は、この規則に定めるものの外、必要な事項について細則を定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この規則は、平成十五年十月二十四日から施行する。

(日本弁護士連合会懇話会規則の廃止)

第二条 日本弁護士連合会懇話会規則（昭和五十四年三月十七日規則第三十四号）は、廃止する。

附 則（令和五年六月二二日規則第二〇二号

各種委員会の議事録の署名押印の取扱い変更に伴う規則の整備に関する規則 第九条  
第一項改正）

この規則は、令和五年六月二十二日から施行する。